



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *48 和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林業振興課)..... 1
- *49 和歌山県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (水産振興課)..... 2
- *50 漁船法施行細則の一部を改正する規則 (資源管理課)..... 10
- *51 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 21
- *52 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 ()..... 23

○ 訓令

- *11 和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 24

規 則

和歌山県規則第48号

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年和歌山県規則第108号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記第2号様式中

氏名(名称及び 代表者名)	印
------------------	---

を

氏名(名称及び 代表者名)	
------------------	--

に、

氏名	印
----	---

を

氏名	
----	--

に改める。

別記第4号様式から別記第6号様式までの様式中「氏名又は名称及び代表者氏名 _____ 印」を「氏名又は名称及び代表者氏名 _____」に、「氏名 _____ 印」を「氏名 _____」に改める。

別記第7号様式中「氏 名

印」を「氏 名

」に、「振興局 職氏名
」に改める。

㊟」を「振興局 職氏名

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第49号

和歌山県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

和歌山県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年和歌山県規則第79号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第4条関係)

漁業近代化資金利子補給承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
融資機関の名称
及び代表者職氏名

下記のとおり漁業近代化資金の利子補給を受けたいので、和歌山県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年和歌山県規則第79号)第4条第1項の規定により申請します。

貸付相手方	貸付予定額	資金別			貸付予定時期	貸付利率	利子補給率	据置期間	償還期限	債務保証委託		備考	県の指定
		個人組合別	種類	用途						有	無		
	千円				年 月 日	%	%	年 月 日	年 月 日				

注 1 「資金別」の欄には、規則第2条に掲げる資金の種類を記入すること。

2 債務保証委託は、全国漁業信用基金協会に対するもの。

3 漁業近代化資金借入申込書の写しを添付すること。

別記第4号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記第4号様式 (第4条関係)

漁業近代化資金貸付実行報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

融資機関の名称
及び代表者職氏名

年 月 日付け和歌山県指令 第 号により利子補給承認を受けた資金について、下記のとおり貸付けを実行したので報告します。

利子補給承認番号	貸付相手	資金別			貸付年月日	貸付額 千円	据置期間 年月日	償還期限 年月日	毎年の償還			備考
		個人組合別	種類	使途					約定償還日 月日	第1回 千円	第2回以降 千円	
					年月日	千円	年月日	年月日	月日	千円	千円	
合 計												

注 1 月表とし、貸付けの早いものより順次記入すること。
2 資金別に小計を付すること。

別記第5号様式 (第4条関係)

漁業近代化資金貸付不実行報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
融資機関の名称
及び代表者職氏名

年 月 日付け和歌山県指令 第 号により利子補給承認を受けた資金のうち下記の貸付けが不実行となったので報告します。

利子補給承認番号	貸付相手方	利子補給対象貸付予定額 千円	資金別			不実行となった理由	備考
			個人組合別	種類	用途		

別記第6号様式 (第6条関係)

漁業近代化資金利子補給変更承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
融資機関の名称
及び代表者職氏名

年 月 日付け和歌山県指令 第 号により利子補給承認を受けた下記の資金につき、
貸付条件を変更したいので申請します。

記

利子補給承認番号

貸付相手方

当初利子補給
対象貸付金額 円

資金別 個人組合別
種 類
使 途

現在残高 円

1 変更内容

変更前の条件
変更後の条件

2 変 更 理 由

3 その他参考事項

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式 (第7条関係)

漁業近代化資金利子補給金請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

融資機関

代表者職氏名

一金 円也

年度 半期漁業近代化資金利子補給金を請求します。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第50号

漁船法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁船法施行細則の一部を改正する規則

漁船法施行細則（昭和26年和歌山県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第1条関係)

漁船建造 (改造・転用) 計画変更報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

下記のとおり変更したので、漁船法第4条第9項の規定により報告します。

記

- 1 建造 (改造・転用) 許可番号
- 2 建造 (改造・転用) 許可年月日
- 3 漁業種類
- 4 計画総トン数
- 5 推進機関の種類及び馬力数
- 6 変更事項

事項	変更前	変更後
氏名又は名称		
住所		
船名		
推進機関の製作所の名称及び所在地		
起工、進水及びしゅん工、改造工事の着手及び完成又は転用の予定期日		
建造、改造又は転用に要する費用及びその調達方法の概要		

別記第3号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記第3号様式 (第3条関係)

漁船認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

下記により漁船法第8条の規定による認定を受けたいので申請します。

記

- 1 建造 (改造) 許可番号
- 2 建造 (改造) 許可年月日
- 3 船名
- 4 しゅん工 (改造工事完成) 予定年月日
- 5 認定を受けようとする年月日
- 6 認定を受けようとする場所

別記第4号様式 (第3条関係)

認定番号 第		号	漁船認定書	
建造(改造)許可番号及び年月日		和漁船	第	号
		年	月	日
許可を受けた者の氏名又は名称及び住所				
船名				
項目	許可事項	認定事項	備考	
漁業種類又は用途				
操業区域				
主たる根拠地				
船体	船質	トン		
	総トン数			
	長さ	m	m	
	幅	m	m	
	深さ	m	m	
	造船所の名称及び所在地			
推進機関	種類			製作所 型式 機関番号
	馬力数			
	シリンダ数及び直径	× mm	× mm	
特殊設備及び性能				
<p>この漁船は、上記のとおり漁船法第8条の規定による認定をしたので、和歌山県漁船法施行細則第3条第3項の規定により通知する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 氏 名 印</p>				
認定に従事した職員		職 氏名		印
認定場所		認定年月日		

別記第5号様式 (第5条関係)

漁船登録票検認届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

漁船法施行規則第11条の2第2項の規定により、下記のとおり検認を受けようとする場所及び期日を届け出ます。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 検認を受けようとする場所及び期日

別記第6号様式 (第5条関係)

漁船登録票検認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

下記により漁船及び登録票について漁船法第13条の規定による検認を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 指定された場所及び期日

別記第8号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

別記第8号様式(第6条関係)

漁船変更登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

下記のとおり漁船の変更の登録を受けたいので、漁船法第17条第1項の規定により申請します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 変更の理由
- 4 変更事項

事項	変更前	変更後
(1) 申請者の氏名(名称)及び住所		
(2) 船名		
(3) 総トン数		
(4) 船舶の長さ、幅及び深さ		
(5) 推進機関の種類及び馬力数		
(6) 無線電波の型式及び空中線電力		
(7) 漁船の使用者の氏名及び住所		
(8) 主たる根拠地		
(9) 漁業種類又は用途		

別記第9号様式 (第6条関係)

漁船原簿謄本交付請求書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

下記により漁船原簿の謄本を 通交付されたく漁船法第21条の規定により請求します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 所有者の住所及び氏名又は名称
- 4 交付を受ける事由

別記第10号様式 (第6条関係)

漁船登録票再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
氏名又は名称

下記により漁船登録票を再交付されたく、漁船法施行規則第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船名
- 3 所有者の住所及び氏名又は名称
- 4 再交付を必要とする理由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の漁船法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第51号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則 (昭和63年和歌山県規則第28号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収納の手続)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 出納員又は収納員は、歳入金の収納をする場合において、領収証書を交付し難いものについては、金銭登録機の記録紙等を、納入者に交付しなければならない。</p> <p>3 出納員又は収納員は、歳入金の収納をしたときは、速やかに当該歳入金を現金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、収納員は、当該歳入金を出納員に引き継ぐことができる。</p> <p>4～6 略</p> <p>(資金前渡)</p> <p>第59条 次の各号に掲げる経費については、令第161条第1項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) <u>日本放送協会又は放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第2条第6号に規定する有線テレビジョン放送事業者に対して支払う受信料</u></p> <p>(22) 略</p> <p>2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費に係る前渡資金及び同条第2項に係る前渡資金並びに前項各号に掲げる経費に係る前渡資金の金額は、その都度必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない。ただし、次の各号に掲げる前渡資金(以下「常時の前渡資金」という。)に係るものについては、当該各号に掲げる金額の範囲内で資金前渡をすることができる。</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(25) <u>総務事務集中課における電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払う経費(公共料金明細事前通知サービス(公共料金の口座振替前に自動で支出票が起票される仕組みをいう。以下同じ。)を使用するものに限る。)</u> <u>毎6月分以内の予定額</u></p> <p>(入札保証金の納付)</p> <p>第85条 入札保証金の額は、入札に参加する者の見積入札金額の100分の5以上の額に相当するものでなければならない。ただし、県有財産</p>	<p>(収納の手続)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 出納員及び収納員は、歳入金の収納をする場合において、領収証書を交付し難いものについては、金銭登録機の記録紙等を、納入者に交付しなければならない。</p> <p>3 出納員及び収納員は、歳入金の収納をしたときは、速やかに当該歳入金を現金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、収納員は、当該歳入金を出納員に引き継ぐことができる。</p> <p>4～6 略</p> <p>(資金前渡)</p> <p>第59条 次の各号に掲げる経費については、令第161条第1項第17号の規定に基づき、資金前渡をすることができる。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) <u>日本放送協会</u>に対して支払う受信料</p> <p>(22) 略</p> <p>2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費に係る前渡資金及び同条第2項に係る前渡資金並びに前項各号に掲げる経費に係る前渡資金の金額は、その都度必要かつ最小限度の範囲内で決定されなければならない。ただし、次の各号に掲げる前渡資金(以下「常時の前渡資金」という。)に係るものについては、当該各号に掲げる金額の範囲内で資金前渡をすることができる。</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(入札保証金の納付)</p> <p>第85条 入札保証金の額は、入札に参加する者の見積入札金額の100分の5以上の額に相当するものでなければならない。ただし、県有財産</p>

インターネット活用売却システム(インターネットを利用して県の普通財産の売払いを行う事務の手続をいう。以下同じ。)による入札又は郵便による入札(県の普通財産の売払いに係るものに限る。)については、当該入札に係る予定価格の100分の10以上の額に相当するものとすることができる。

(入札保証金の納付の免除)

第87条 入札保証金は、次の各号に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1)・(2) 略
- (3) 令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2箇年の間に国(独立行政法人等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したのものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 略

(契約保証金の納付等)

第92条 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。ただし、工事又は製造の請負契約については契約金額の100分の5以上の額に相当するものと、県有財産インターネット活用売却システムによる入札又は郵便による入札(県の普通財産の売払いに係るものに限る。)に係る契約については当該入札に係る予定価格の100分の10以上の額に相当するものとすることができる。

2 略

(契約保証金の納付の免除)

第93条 契約保証金は、次の各号に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1)・(2) 略
- (3) 令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国(独立行政法人等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4)~(8) 略

別表第4(第55条関係)

経費区分	経費説明	添付書類
略 原材料費	略	略 請求書、契約書又は請書及び検収調書
略	略	略

備考

- 1・2 略
- 3 令第161条の規定により資金前渡をする場合は、請求書の添付を要しない。ただし、公共料金(公共料金明細事前通知サービスを使用して支払うものを除く。)、日本放送協会又は放送法施行規則第2条第6号に規定する有線テレビジョン放送事業者に

インターネット活用売却システム(インターネットを利用して県の普通財産の売払いを行う事務の手続をいう。以下同じ。)による入札については、当該入札に係る予定価格の100分の10以上の額に相当するものとすることができる。

(入札保証金の納付の免除)

第87条 入札保証金は、次の各号に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1)・(2) 略
- (3) 令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者で、過去2箇年の間に国(公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したのものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 略

(契約保証金の納付等)

第92条 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。ただし、工事又は製造の請負契約については契約金額の100分の5以上の額に相当するものと、県有財産インターネット活用売却システムによる入札に係る契約については当該入札に係る予定価格の100分の10以上の額に相当するものとすることができる。

2 略

(契約保証金の納付の免除)

第93条 契約保証金は、次の各号に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1)・(2) 略
- (3) 令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国(公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4)~(8) 略

別表第4(第55条関係)

経費区分	経費説明	添付書類
略 原材料費	略	略 請求書、契約書又は調書及び検収調書
略	略	略

備考

- 1・2 略
- 3 令第161条の規定により資金前渡をする場合は、請求書の添付を要しない。ただし、公共料金又は日本放送協会に対して支払う受信料を資金前渡する場合は、支払日及び支払金額が記載された書類を添付するものとする。

対して支払う受信料を資金前渡する場合は、支払日及び支払金額が記載された書類を添付するものとする。
4～6 略

4～6 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第52号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(会計課等の出納員の会計事務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 総務事務集中課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>総務事務集中課における電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払う経費（公共料金明細事前通知サービス（公共料金の口座振替前に自動で支出票が起票される仕組みをいう。）を使用するものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関すること。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 税務課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 和歌山県自動車税証紙等規則（昭和54年和歌山県規則第23号）第1条に定める証紙及び同規則第5条第3項に定める<u>計器始動票札</u>の出納並びに保管に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>(引継ぎの手続)</p> <p>第15条 前条の規定による事務の引継ぎを行う場合において、前任者は、その事務に係る現金、有価証券、物品、書類、帳簿、帳票その他の物件について事務引継書（別記第1号様式）を2通作成し、後任者とともに現品と照合した後、当該事務引継書に引継年月日を記載してこれに<u>連署し</u>、各自その1通を保存しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、引き継ぐべき帳簿については、引継ぎの日において最終記帳の次に合計高及び引継年月日を記入し、かつ、前任者及び後任者がこれに連署しなければならない。ただし、電子計算機を使用して作成する帳簿については、この限りでない。</p>	<p>(会計課等の出納員の会計事務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 総務事務集中課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 税務課の出納員は、委任事務及び次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 和歌山県自動車税証紙等規則（昭和54年和歌山県規則第23号）第1条に定める証紙及び同規則第5条第3項に定める<u>計器始動標札</u>の出納並びに保管に関すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>(引継ぎの手続き)</p> <p>第15条 前条の規定による事務の引継ぎを行う場合において、前任者は、その事務に係る現金、有価証券、物品、書類、帳簿、帳票その他の物件について事務引継書（別記第1号様式）を2通作成し、後任者とともに現品と照合した後、当該事務引継書に引継年月日を記載してこれに<u>連署押印し</u>、各自その1通を保存しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、引き継ぐべき帳簿については、引継ぎの日において最終記帳の次に合計高及び引継年月日を記入し、かつ、前任者及び後任者がこれに連署押印しなければならない。ただし、電子計算機を使用して作成する帳簿については、この限りでない。</p>

別記第1号様式中「氏 名 ㊟」を「氏 名 」に改める。

別記第2号様式中「氏 名 ㊟」を「氏 名 」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第11号

庁中一般
各 かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程 (昭和62年和歌山県訓令第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(会計課の総務企画班長、審査第1班長、審査第2班長及び決算班長の専決事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 会計課の審査第1班長及び審査第2班長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、報償費、旅費、交際費、需用費、<u>役務費 (公共料金明細事前通知サービス (公共料金の口座振替前に自動で支出票が起票される仕組みをいう。)) を使用するものを除く。</u>、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費 (250万円以下のものに限る。)、原材料費、備品購入費、負担金及び交付金、扶助費並びに公課費の支出命令及び戻入の審査</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(会計課の総務企画班長、審査第1班長、審査第2班長及び決算班長の専決事項)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 会計課の審査第1班長及び審査第2班長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費 (250万円以下のものに限る。)、原材料費、備品購入費、負担金及び交付金、扶助費並びに公課費の支出命令及び戻入の審査</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。